

平成27年6月26日

株 主 各 位

姫路市飾磨区中島字一文字3007番地

山陽特殊製鋼株式会社

代表取締役社長 武 田 安 夫

第103回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第103回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項
1. 第103期（自平成26年4月1日
至平成27年3月31日）事業報告
の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
 2. 第103期（自平成26年4月1日
至平成27年3月31日）計算書類
の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

変更前の定款	変更後の定款
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>〈新 設〉</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 〈現行どおり〉</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

変更前の定款	変更後の定款
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 〈現行どおり〉</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

第2号議案 取締役16名選任の件

本件は、原案どおり取締役に武田安夫、田中延幸、富永真市、柳谷彰彦、西濱 渉、榮山博之、大井茂博、柳本 勝、新野員也、永野和彦、千葉貴世、高橋幸三、桑名 隆の13氏が再選され、新たに黒石 忍、大前浩三、加納駿亮の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり監査役に木村弘明氏が再選され、新たに大江克明氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 役員賞与支給の件

本件は、原案どおり役員賞与として総額80,000,000円（取締役分66,000,000円、監査役分14,000,000円）を支給することに承認可決されました。

以 上

付 記

1. 本総会終了後に開催された取締役会の決議により、代表取締役社長に武田安夫氏、取締役副社長に田中延幸氏、常務取締役に富永真市、柳谷彰彦、西濱 渉、榮山博之の4氏が選定され、それぞれ就任いたしました。
2. 本総会終了後に開催された監査役会の決議により、常勤監査役に木村弘明、吉田敏彦、大江克明の3氏が、また、3氏の中から常任監査役として木村弘明氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

○ 配当金のお支払いについて

第103期期末配当金は、5月18日開催の取締役会で1株につき7円と決定し、6月10日に「第103期期末配当金領収証」をお送りしておりますので、払渡し期間中（平成27年7月10日まで）に最寄りのゆうちょ銀行または郵便局でお受け取りください。

また、銀行預金口座への振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」をお送りしておりますので、ご確認ください。

以 上